所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の 疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費（Ⅰ）を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

〇算定要件

１．所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する10日間を限度とし、月１回に限り 算定するものであるので、１月に連続しない１日を10回算定することは認められないものであること。

２．所定疾患施設療養費（Ⅰ）と緊急時施設療養費は、同時に算定することはできないこと。

３．所定疾患施設療養費（Ⅰ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ）肺炎

ロ）尿路感染症

ハ）帯状疱疹

ニ）蜂窩織炎

４．算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、 処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、 医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹 の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

５.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

〇算定状況 ： 介護老人保健施設葵の園・新潟北区令和5年度（令和5年４月１日～令和６年３月３１日）

		令和5年									令和6年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	19	40
尿路感染症	件数	2	0	1	2	1	1	0	1	0	2	0	1	11
	日数	10	0	7	2	4	7	0	5	0	10	0	7	52
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
	日数	5	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	14